

廃棄物の焼却及び野焼きについて

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2」により野焼き及び廃棄物の焼却は禁止されています。以下のような禁止の例外とされている焼却を行う場合は、役場農政課への火入れ許可申請や、消防署への届出が必要となります。

- ・農業及び林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例: 農業者が行う焼畑や畦畔の害虫駆除、農作物の凍霜害防止)
- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例: どんど焼き) など



(野焼きについて)

火入れ許可について

森林法により、町内の森林又は森林の周囲 1 キロメートル内にある土地の火入れを行う場合に限り、役場農政課に火入れの許可申請が必要となります。

(許可する内容 ①地ごしらえ ②開墾準備 ③害虫駆除 ④焼畑 ⑤採草地改良)

**※以上の要件に該当しない場合、火入れ許可申請を行う必要はありませんが、
廃棄物の焼却の禁止の例外とされる焼却行為を行う場合は、消防署への届出が必要となります。**

【申請にあたって】

火入れを行う日の 5 日前までに石川町農政課で許可申請をしてください。

1 団地における 1 回の許可の対象面積は 1 ヘクタール未満、対象期間は 5 日以内です。

申請の際に許可書発行手数料として 200 円を徴収します。

【火入れにあたって】

○火入れを行う前に以下の事項を確認してください。

- ・火入れ地の周囲に幅 3 メートル以上(傾斜地の上側及び平地の風下側は 6 メートル以上)の防火帯を設け、草刈りや可燃物の除去を行い、延焼のおそれがないようにされているか。
- ・水など消火用具の準備ができているか
- ・十分な火入従事者を確保できているか(0.5 ヘクタール以下は 10 人、超える場合は 15 人)
- ・近隣の人家や施設等に影響はないか

○火入れが完了するまでは、その場所から離れないでください。

○許可後に役場または消防署から、火入れの方法や期日の変更について指示があった場合は、指示に沿って実施してください。

○火入れ期間中でも、以下のようなときは火入れを行わないでください。

また火入れ作業中の場合は、速やかに消火してください。

- ・風が強い場合、空気が乾燥している場合及びこれらの注意報が発令された場合
- ・火災警報が発令された場合
- ・役場または消防署から中止の指示があった場合



(火入れ許可について)

【お問合せ先】

- ・火入れ許可に関すること
- ・廃棄物の焼却に関すること

石川町農政課農林整備係

石川町防災環境課環境対策係

☎0247-26-9128

☎0247-26-9122



焼却行為に対する注意喚起



<屋外での野焼きは原則、法律で禁止されています！>

★焼却行為実施時の注意事項

①役場担当課からの**許可**や、消防署への**届出**が必要。

※消防への届出は、火災とまぎらわしい煙を発するため火災と間違わないようにする届出であり許可ではありません。役場の許可が必要となる場合もあります。

②天気予報を確認し、**強風注意報**や**乾燥注意報**などが発令されている場合、火入れは行わない。燃やした時点で風がなくても、天候の変化により風が強くなってきたと判断されるときは火入れを**中断**してください。

③必ず消火手段を準備のうえ、複数名で実施するように願います。

場合によっては大災害につながります

今年に入り全国各地で発生した山林火災では、建物にも延焼が広がり多くの方々が被害を受けました。

許可を得た場合であっても、火が燃え広がり、誰かの財産に損害を与えた際には**賠償責任**が発生することもあります。火災の原因となることのないよう火の取扱いには十分注意してください。

組合公式
キャラクター
「マモタン」



ご不明な点がございましたら
お気軽に石川消防署へ！！

【お問い合わせ先】

須賀川地方広域消防組合
石川消防署

TEL 0247-26-3161

【須賀川地方広域消防組合ホームページ】

